

第十三回 參議院水產委員會會議錄第三十三號

昭和二十七年五月十九日(月曜日)午後
一時三十一分開会

出席者は左の通り。

三

松浦
清一君

青山正一君

秋山俊一郎著

調達厅

常任委員會專門委員

水産庁漁政部長 明員
伊東 正義君

水產廳漁政課長 家治清一君

本日の会議に付した事件

国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍水面を使用させるための漁船の制限等に関する法律案（内閣送

○電源開発促進法案に関する件

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員

会を開会いたします。

全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊にて水面を使用させるための漁船の操業

制限等に関する法律案を議題に供します。この前の委員会におきまして、本

第十部 水産委員会会議録第二十二号 昭和二十七年五月十九日

六〇

法案に対する提案理由の説明と内容の
概説的説明はありましたが、なお本日
は補足的に御説明が必要でありました
から御説明のほどをお願いいたしま
す……なければ直ちに質問に入ります
。

○説明員(伊東正義君) ありません。

○委員長(木下辰雄君) それでは絆括
的質問をお願いいたします。

ちよつと私から政府にお尋ねいたし
ます。第六條に「この法律により決
定された補償金の額に不服がある者
は、訴をもつてその増額を請求するこ
とができる。」という條文があります
が、この訴は安全保障條約によつてア
メリカ側が裁くのですか、日本の政府
が裁くのですか。

○説明員(伊東正義君) これは日本側
が裁くのです。

○松浦清一君 第二條第二項の「前項
の規定により補償する損失は、通常生
すべき損失とする。」という、その通常
生すべき損失ということの判断はどうう
いうところに基礎を置いて判断をなさき
るというお考え方でしようか。

○説明員(伊東正義君) この考え方で
ございますが、これは法律にこう書き
ましたのは、例の土地收用法等の思想
と至部同じ考え方でございます。この間国
会を通過いたしました例の土地等の使
用等に関する特別措置法でも同じよう
なことは考え方をいたしております。そ
れで從来はこの点は、お手許に法律案
の参考資料を今すぐお届けしますが、
大蔵省と過去において折衝したとき

は、殆んど漁獲がないといいますよと
な場合は、その年の前年の魚価をとり
まして、それに平年の漁獲数量を掛け
て、その四二%が所得であるといふよ
うに見まして、又それに失業保険の考
え方を入れて、その六〇%が通常生ず
べき損失だというよろな計算を過去の
方式ではやつております。それでこ
れがそろいいうよな計算で大体今まで
四億一千万くらいの補償をいたしたの
であります。過去におきましたは、今
後はこの通常生すべき損失はどうい
考え方をするかといふ御質問でござい
ますが、これは実は一つくによつて
私は違うと思うのです。漁業の種類、
いろいろなケースによりまして併し
一つくについて方式を作るというこ
ともなんですが、ございまして、我々の考
え方いたしましては、次のように考
えておるのでですが、これはまだ大蔵省の
なり或いは特別調達庁のほうとは十分
連絡はいたしておりません。これから
話合いをしてみたいと思つておるのです
が、それは殆んど漁獲が零になるとい
うような場合には、今申上げた方式
の、魚価に平年の漁獲数量を掛けて、
その四二%が所得だといふよな考え方
方をして、この四二%といふのは、安本
でどつておる所得なんありますが、
その比率を使いまして、最後に大蔵省
が六〇%だと言つた六〇%に落としたも
ので、これを我々は、大体通常の損失
と考えたらどうかといふよな考え方
を今いたしております。併しこの点に
つきましては、まだ関係方面と話合
はついておりませんです。

○松浦清一君 いろいろ損失の額といふものについての算定の基準といたるものは大変技術上むずかしい問題だと思いますが、例えば第一條に書いてある最後の禁止をとか、制限をするとかいうその制限の範囲、例えば禁止をするということになれば、その区域の中における漁業はできないということになるから、今おつしやつたよな規定の仕方ですね、それが少い多いどいことは別問題として、直ぐにでもそれは制限するということになると、例えば今の演習区域における漁獲の皆無の場合と、それからその影響によって漁獲の量が非常に減少するというような事柄についての損失額の決定、これはなかなかむずかしい問題だと申うのですが、それはやはりお役所独自の申請に基いて、その判断の結論はお役所独自の立場において出すお考えですか。

後のやり方につきましては、二條以降も、やつてあります。そこで相談した結果をもつて、こちらで大蔵省、調査廳と相談した額で、それが最後だとふるうな形でやつておつたのです。

いよいよ、この問題について、中央のやり方であります。これはやはり明るいであろうというような考え方であります。都道府県知事が意見を以ちまして、都道府県知事が意見をにござりますが、やはり都道府県知事は一番そういうものについては中央のやり方であります。これはやはり一応内閣総理大臣のほうで、補償金を出てこちらへ出して来る。それについてのやり方であります。これはやはり明るいであろうというような考え方であります。農林省もまた、よく検討いたしまして、調達厅、農林省とやはりどういう算定の方式でいるかというようなことを相談してやつてみました。それで出して行く。そのついて不服等がありますれば、四十二条の救済規定、これは新らしくでするかというようなことを相談してやつてみましたが、それで出していく。そのためですが、四條、五條、六條の救済方法で或いは増額とか何とかいうことでやつてみたらどうかというように考えております。

○説明員(伊東正義君) 或いは私はからお答えするのは不適当かと存じます

が、今調達庁もおられますので、或いはそちらから不足の点は御説明をお願いしたいと思います。我々考えておりま

すのは、一応防衛支出金の中から今年は九十二億でしたか、この指出補償

や何かに予算が出るということを我々解をいたしております。それでこれが農地のほうに幾ら、水産に幾ら、どう

う施設に幾らといふように、我々のほうからは今年は水産は幾らくらい

だということは実は出しておりません

です。いよいよやりまして、これは九十二億が足りんかどうかというよう

な、最後はそういう件の問題になるだ

らうと思いますが、恐らくそういう場合にはこれは又足りなければ、補正予

算を何とか……。

○政府委員(長岡伊八君) 本件につきましては、どこまでも日本国内で決定いたします。アメリカにこの問題を持ち出すことは要らないと解釈いたして

おります。

○千田正君 そこが私どもの疑問のと

ころでありますて、恐らく実際においてはこの決定に不服ということは余り起きてないだろと思います。実施方面

においては、万全を期す意味から考えて見た場合において、何かトラブルが起きてどうしても

解決できない。現地でも解決できなければ、その解決方法に不服がある場合において、総理大臣に再審議を申立て

有地と申しますが、砂浜を利用すると

か、そういうことから生じた損害はも不服な場合においてはどうするかと

いう問題のとき、どこで決定するかと

いうことを私は承わりたいのであります。

○千田正君 いろいろな点からお答えするのは不適当かと存じます

が、今調達庁もおられますので、或いはそちらから不足の点は御説明をお願いしたいと思います。我々考えておりま

すのは、一応防衛支出金の中から今年は九十二億でしたか、この指出補償

や何かに予算が出るということを我々解をいたしております。それでこれが農地のほうに幾ら、水産に幾ら、どう

う施設に幾らといふように、我々のほうからは今年は水産は幾らくらい

だということは実は出しておりません

です。いよいよやりまして、これは九十二億が足りんかどうかというよう

な、最後はそういう件の問題になるだ

らうと思いますが、恐らくそういう場合にはこれは又足りなければ、補正予

算を何とか……。

○政府委員(長岡伊八君) 本件につきましては、どこまでも日本国内で決定いたします。アメリカにこの問題を持ち出すことは要らないと解釈いたして

おります。

○千田正君 そこが私どもの疑問のと

ころでありますて、恐らく実際においてはこの決定に不服ということは余り起きてないだろと思います。実施方面

においては、万全を期す意味から考えて見た場合において、何かトラブルが起きてどうしても

解決できない。現地でも解決できなければ、その解決方法に不服がある場合において、総理大臣に再審議を申立て

有地と申しますが、砂浜を利用すると

か、そういうことから生じた損害はも不服な場合においてはどうするかと

いう問題のとき、どこで決定するかと

いうことを私は承わりたいのであります。

○千田正君 いろいろな点からお答えするのは不適當かと存じます

が、今調達庁もおられますので、或いはそちらから不足の点は御説明をお願いしたいと思います。我々考えておりま

すのは、一応防衛支出金の中から今年は九十二億でしたか、この指出補償

や何かに予算が出るということを我々解をいたしております。それでこれが農地のほうに幾ら、水産に幾ら、どう

う施設に幾らといふように、我々のほうからは今年は水産は幾らくらい

だということは実は出しておりません

です。いよいよやりまして、これは九十二億が足りんかどうかというよう

な、最後はそういう件の問題になるだ

らうと思いますが、恐らくそういう場合にはこれは又足りなければ、補正予

算を何とか……。

○千田正君 そうしますと、従来の日米間の裁判の決定権については増額を請求する。日本裁判所に訴えます。そして、その決定に従う、こうしたことになつて思っています。

○政府委員(長岡伊八君) 従来の日米間の裁判の決定権については

権によつてこれを解決する。かように

承知してよろしいわけであります。

○政府委員(長岡伊八君) 御指摘の通

もしておりますが、この問題について

は日本の国内法に基いて、日本の裁判

権によつてこれを解決する、かように

承知してよろしいわけであります。

○政府委員(長岡伊八君) 徒留軍の責に帰すべき場合といつて

とになりますと、民事特別によりま

で、補償されることになつております。

その補償いたします金は、実は日

米分担の問題がございますが、その問

題は先ず別といたしまして、徒留軍の

責任と言つことはできないけれども、

同じような徒留軍の責任に帰すべき事

題も先ず別といたしまして、徒留軍の

責任と言つことはできないけれども、

というような場合があり得るのでな

いかと思う。水面とほぼ同じような場

合において……。その場合にその土地

及び水面が、漁船は操業してはおらな

いけれども、魚は獲つてはおらないけ

ども、漁業上どうしてもそこを使用

しなければ仕事ができない、漁業がで

きないという場合は水産には幾らでも

あります。それは何によつて補償する

かというのであります。

○政府委員(長岡伊八君) 只今御指摘の通

のよる場合の土地を制限する、使用

するという問題のときは、先般議會

を通じました日本とアメリカ

を通過いたしました日本とアメリカ

合衆国との間の安全保障條約第三條に

基く行政協定の実施に伴う土地等の使

用等に関する特別措置法というものが

通過いたしました。その海浜を民有地

に對する補償はこの法律に基づいて

いたしましたならば、これを使用或

いは網を干す場所といったようなもの

については、これはどういう形によつて補償されることになるのです。私

を考えておりますので、只今御指摘の問題もその見舞金の適用を受けたとして

いるときには、これは日本政府の見舞

金によつて救済いたしたい、かように

考えておりますので、只今御指摘の問題もその見舞金の適用を受けたとして

いるときには、これは日本政府の見舞

金によつて救済いたしたい、かように

考えております。

○秋山俊一郎君 只今のお話だとしま

でございましたならば、これを使用或

いは網を干す場所といつたようなもの

については、これはどういう形によつて補償されることになるのです。私

を考えておりますので、只今御指摘の問題もその見舞金の適用を受けたとして

いるときには、これは日本政府の見舞

金によつて救済いたしたい、かのように

考えております。

○政府委員(長岡伊八君) 国有地の場

合に御指摘のような問題が相当困難な

ことによつて補償するか。

○政府委員(長岡伊八君) 国有地の場

合に御指摘のような問題が相当困難な

ことによつて補償するか。

○説明員(家治清一君) 只今の御質問

を交付し得る場合があると考えてお

ります。

○秋山俊一郎君 その只今のお話のよ

うに、見舞金といつものであるとい

うと、これは性質が非常に違つて来る

と思うのでござりますね。一介の見舞

金といつことになりますが、引続いて

これを使用して行くといつことになります

と、別に水面使用とか、海滨使用とか

という特別の許可を得なくて、網を

干してすることは幾らでもあるけれど

も、海岸の権利でもないものが多い。

ただ水面に竹棚をして干場を作つて

場合には水面使用の許可をもらつて

あります。それでは突発的の事故、或いは偶

なものに對しては土地のほうの制限に

関する法律によつて補償されるのであ

りますか。補償される根拠がどこにあ

るかと、ということをお尋ねしている。今

のよう見舞金でといつことになりま

すと、それは突発的の事故、或いは偶

な事故によつて起つた場合の見舞

金といつことはありますよろけれど

も、水面を使用すると同じように、い

つからいつまでここは使つちゃいけ

ないといつたような場合には、見舞金じ

やいけない。見舞金でいいならこれだ

つて見舞金でいいといつことになります

よう理窟になるのですが、そういう

場合が必ず場所によつては起つて来る

のじやないか。それはどの法律によつ

て補償して行くか、どうも法律がない

から補償できないといつことになつた

のじや困るので私はお尋ねしたのです

が、水産庁はそれをどういぢふうにお

考になつていますか。

○説明員(家治清一君) 只今の御質問

のよつて、この法律でも救われない

し、ほかの法律でもはつきりしないところを、この法律で明確に定めようとする、これが本法の特徴である。この法律は、いわばはつきりしないところを明確にする法律である。

○説明員(家治清一君) その点はつきづけますと御説明の通りだと思いますが、ただこの法律では先ほど申上げましたように、根拠を認められないで以て、外れた分でござりますので、法律の趣旨に准じてやつて頂くより、調査所或いは大蔵省とは話し合いを進めておられますし、大体その場合々々によつては異りましようけれども、同じように扱わなきやならん分については法律で認められているのと変わらない程度の措置をとつて頂くつもりでござります。

○秋山俊一郎君 そういういたしますと、この法律に漁船の操業制限とはつきりしないで、何か字句を操業又は漁業に関すると言つたようなふうにこれを修正するといふ、修正して字句に今私の申上げたようなことを織り込むということは、行政協定の内容から言つてできないのですか。

○説明員(伊東正義君) 私はできないことは思つておらんのでありますから、実

○秋山俊一郎君 今の私が懸念していることは、九州には殊に長崎方面では、この間も問題になりましたのは、網を干す設備が水面に掛けられてしまうのです。その水面を使用した網の干すのが港、或いは港の周辺にたくさんできていますが、これは勿論無断でやっているわけではありません。こうして水面使用の許可によつてやつてある。そういうものをここは使つてはいけない。取外せといふようなことになつた場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるが、それは全然補償する途がないか。見舞金にてつてやるよりほかに方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんですが、浜もありますけれども。もう一つはそこに演習するため小舟漁船がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしていられない。ちよつと待つてくれというような場合が起り得るのぢやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければなりません。そういう問題は恐らく出て来るのぢやないか。その場合にその網干場がないければ、さばの巾着網にしてもさばぐり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合をどう考えているか。まあ少なくして、仕事ができない。漁船が判決されると、できればいいんですが、仕事ができなければ損ですから、じや迫つかないと思うのです。

と、答弁をされるかたにちよつと食違いがあると思うのですが、私もちつとここに疑問に思つたのですが、発的に起つて来る問題等については、舞金等については今まで自動車事故により死んだ者に對して見舞金の措を講じて來た。そういう考え方で見したのですが、ところが秋山委員の舞金等についても今まで民有地の土地に網を干しておつたという所は、まあこれは土地收用法でくるが、ところがその海岸の網を干しておつた所は国有地かなんかで自分土地でない、併し先祖伝来この浜で漁業をやつておつて、自分の土地ではいけれども實際上は自分の網干場あるといつつの権利を自然的に、法律によつて保障されはおらないが習慣的に自然的にその権利を保有している所があるのでですね、そういう所駐留軍に日本政府が提供したというになると、法律的には認められてない権利、習慣だとからそういう長い統とかいうものを無視してしまつて石供してしまつたあとで、網干場がなくなりつたとき起つた損害に対してもどうあるかという問題です。その趣旨だらうと思うのです。それで僕はもう一点点そういう区域で漁業ができるなくなつて、ということのために、そこにいる加業者等が失業して仕事ができなくなつわけですね、そこまでは考えが及ばないが、いろいろ加工業者とかいうふに限定するのでなくて、それに関連して起つて来る損害といふものがあるわけですね。そこで御答弁なさる前に結論を言うてみると、漁船に限定ないでもう少し漁業全体の損害に對て補償ができるようなら途をこの本條

いの中に開いておくということができる。かできないかといふことなんですね。
○政府委員(長岡伊八君) 問題は総じて、摘要の通りでございまして、そういう場合が、だんづ間接の問題になりませ
しと非常に困難になつて来る。これは上位の問題につきましても入会権をどうするかというような問題もございまして、まあいろいろ研究もいたしておられました。この法律を立案いたしましたところには、実はこの漁業の補償といふことは、今日までも実はこの法律に盛られております内容とほぼ同様な補償の年々して來ている。これをこの際法律にしてはつきりしたものにしておく必
があるという観点からこの立法に及ぶだわけであります。で、いろいろな問題をそれこそ細で全部教い上げるよう措置をとることが理想でござります
が、先ず第一立法をいたしますときには、本法と先ほど申上げました土地ほうの、まあ簡単に申上げますなら、收用法といふものと、もう一つ先ほ
申上げました民事特例の十八條の關係で参りますならば、大体從来の経験から見まして救済できるであろう、ういう考え方でこの立法に及んだ次でござります。

○松浦清一君 今おつしやるよろしくこの法律の全文を読んでみますと、局今までの米海軍の演習地における損害を補償して来たということに少しをつけただけだ、こういつぶらも思われる。變つておるところは、しその決定額に対して不服があるとには訴訟ができるというところだけが、変つて来ただけだ、こういつぶらも思われる。變つておるところは、までは日本は占領されておつたのだ
ら、少々不服なことがあつても政府

しても、個人としても、これはしようがないということになつていただけれども、今日以後においては日本全体の安全保障のためのアメリカ軍隊の駐留、安全保障條約によつて協定しておる日本全体の安全保障のために、特定の漁業者が損害をこうむるということをそのまま放任はできない。今までの米海軍の演習地における損害補償とはこれは意味が違うのだから、そちらの範囲を国全体の責任において、特に漁業者だけが損をしない法律的な措置を講ずるということは当然なんです。今までやつて來たことを法律化するといふだけでは生ぬるいと思う。これは意見になりますが、これはどうなんですか。これはぎり／＼一ぱいの法律案なんですか。これはまだ練り直す余地があるのですか、そのお考えが……。

○説明員(伊東正義君) お答えいたしました。実は衆議院のほうで御審議を願つておるのであります、衆議院のほうももう少し政府でこの法律を全部救えるような形にしてはどうかという御意見があつたのであります、我々としましては、一つ小委員会等で十分御検討頂きたいということで、衆議院のほうは小委員会付託になりまして、今御検討を願つております。それで松浦先生がおつしやいましたように、魚が取れなくなつて加工業者の仕事がなくなります。おつしやいましたように、途中にブランクができるて来るところは私はなか／＼困難ではないかと思つております。おつしやいましたように、伸びて演習地が大きくなるですね。それは私の希望するところではございませんので、先ほどから秋山委員のおつしやるようなケースが何とかどこかで教える方法を考えたいと思うので、

私はもう少し研究さして頂いてからそれをそのまま放任はできません。これまでの米海軍の演習地における損害補償はこの法律でできるのであります。

○松浦清一君 先ほど私加工業者と申上げたのは、例えばそういうものがあります。

私はもう少し研究さして頂きたいというふうに思つております。

○松浦清一君 だから漁船の操業区域

のほかにやはり損害といふものが拡がり得る、この法律できまつてある範囲

で、もつと損害補償の範囲を拡げるのではなくいかというふうなことがあります。

もう一つこの漁船の操業を制限するとか、禁止するとかいう区域が、安全

保障條約の行政協定の取扱によつてき

められましたね、話合いで……。ところ

が陸上のほうならば、陸の土地なら

ば陸軍の演習地或いは駐留場所とい

うことが限定されて、その区域外には伸びないといふことが想像される、そこ

が海のほうで海軍が演習する地域と

いふものは、これは区域をきめても区

域の外に出る場合があり得るわけです

ね、これだけが日本と協定した範囲内

で、そこから外には一厘も出られない

ということがあつても外に出るといふ

ことが實際問題としてあり得ると思うのです。若し演習を行なつた場合にで

すね、演習を行なつた地点のつまり着

弾距離、演習を行なう全体の区域とい

うものはきめられるかも知れませんけれども、中心が動いて来ると、着弾距離

が伸びて演習地が大きくなるですね。

だから協定で取扱められていない海面

においてアメリカ軍隊のために日本の

漁業が損害を蒙つた場合には、その損害補償はこの法律でできるのですか。

○説明員(伊東正義君) その点は陸上

であります。例えは陸上で或は区域を演習場として演習をしましても、弾がそ

のうちに落ちなくて、ほかの提供した区域以外に落ちますとか、或いは演習場

として提供した以上の土地を使つていることはわかつております。

○説明員(伊東正義君) その点は行政

協定の二十五條の思想をこれは受け取

ておられますので、二十五條は区域な

どの負担をかけないで提供するといふよ

うに二十五條になつてゐるのあります

す。我々としましては、行政協定に根

拠を置きました條文は二十五條といふ

うに、これはいろいろ各方面におい

うももう少し政府でこの法律を全部救

えるようなる形にしてはどうかといふ御

意見があつたのであります、我々としましては、一つ小委員会等で十分御

検討頂きたいということで、衆議院の

ほうは小委員会付託になりました。今

御検討を願つております。それで松浦

先生がおつしやいましたように、魚が

取れなくなつて加工業者の仕事がなく

なつたというような間接的な問題は、

それは私はなか／＼困難ではないかと思つております。おつしやいましたよ

うに、途中にブランクができるて来るこ

とは我々の希望するところではござい

ませんので、先ほどから秋山委員のお

つしやるようなケースが何とかどこか

で教える方法を考えたいと思うので、

大体のものは教えるのじやないかとい

う以外に、日本人の蒙るべき損害

といふものには別の問題だということ

であります。これにつきましては、先ほど調達庁の部長からお話をあります

たように、民事特例法で教えるものは

どちらするかと、或いは禁止をする

とかいう形にならうと思います。

○説明員(伊東正義君) だから漁船の操業区域

といふことを頭の中に置いて、そうし

て制限をするとか、或いは禁止をする

とかいうように漁船と考えたを限定

しないで、漁業全體が受ける損害に対

してどうするかと、或いは禁止をする

とかいう性格をやはり切り替える必要

がある、こう思ひますね。

○説明員(伊東正義君) その点は行政

協定の二十五條の思想をこれは受け取

ておられますので、二十五條は区域な

どの負担をかけないで提供するといふよ

うに二十五條になつてゐるのあります

す。我々としましては、行政協定に根

拠を置きました條文は二十五條といふ

うに、これはいろいろ各方面におい

うももう少し政府でこの法律を全部救

えるようなる形にしてはどうかといふ御

意見があつたのであります、我々としましては、一つ小委員会等で十分御

検討頂きたいということで、衆議院の

ほうは小委員会付託になりました。今

御検討を願つております。それで松浦

先生がおつしやいましたように、魚が

取れなくなつて加工業者の仕事がなく

なつたというような間接的な問題は、

それは私はなか／＼困難ではないかと思つております。おつしやいましたよ

うに、途中にブランクができるて来るこ

とは我々の希望するところではござい

ませんので、先ほどから秋山委員のお

つしやるようなケースが何とかどこか

で教える方法を考えたいと思うので、

大体のものは教えるのじやないかとい

う以外に、日本人の蒙るべき損害

といふものには別の問題だということ

であります。これにつきましては、先ほど調達庁の部長からお話をあります

たように、民事特例法で教えるものは

どちらするかと、或いは禁止をする

とかいう形にならうと思います。

○説明員(伊東正義君) だから漁船の操業区域

といふことを頭の中に置いて、そうし

て制限をするとか、或いは禁止をする

とかいう性格をやはり切り替える必要

がある、こう思ひますね。

○説明員(伊東正義君) だから漁船の操業区域

といふことを頭の中に置いて、そうし

て制限をするとか、或いは禁止をする

とかいう形にならうと思います。

○説明員(伊東正義君) だから漁船の操業区域

の土地を使用した場合に限定されておりますが、現在は或いはないかも知れませんが、いずれ保安庁も武装する。現に予備隊も武装しておる。日本のこ^うういう武装しておる予備隊なり保安庁なりが、これと同じような損害を與えることが必ずしもなきにしもあらずだと思ひます。そういう場合の処置は将來お考えになつておりますかどうか。

○千田正君 それなら、なお我々が研究する余地もありますし、衆議院から又廻付されて来ましてからも、或いは修正等がありますれば、なお我々としても研究すべき余地がある……。

○委員長(木下辰雄君) 本法案につきましては、各委員で十分一つ研究いたしまして、今後の審議をお願いいたしたいと思います。

施設をしてそろしてやつてみるが、一向効果がない、そのままになつたといふ事例が幾つもあるのです。従つて今度の電源開発の場合にさよくなつて施設をすることは当然であります。が、若しそれが効果がなくて遡河魚類等の遡上を著しく制限して、従つて上流、下流における同種の魚族が非常に減少したという場合に、これを職業としておる業者に補償するといふことはこれ

○委員長(木下辰雄君) そういう意見はどうですか。
○松浦清一君 やはりそれは水産とか漁業とか、はつきり譲つてございませんと、あとで補償するとか、行政上の相談を受けた場合に、判断に困つて紛争を起す元になると思うし、明確に業種を譲つておいたほうがいいと思います。

律では確かに救えませんので、駐留軍の点だけであります。只今の御質問の点は、今の法律で行きますと、国家賠償法があるだけであります。この国家賠償法で行きますと、今の御質問の演習等は相当當てはまらない場合が多いと 思います。それでそういうような場合につきまして特別立法をいたして、やはりこれと同じようない思想のことをやらせなければいかんのじやないかと 思います。それでそういうような事態ではまだ海上につきましては、そういう問題がございませんので、何をしておりませんが、おつしやるよろな事態になれば、何とか考え方なければならんと考えております。

ますが、先ほどのお話をですが、もう少し
考へたいということでしたが、是非
一つ考へてもらいたい、これがなしに
通ると、今度は數々途がなくなつて参
りますので、そういう点について府内
でも一つ十分御調査願つて善処方をお
願いいたします。

○委員長(木下辰雄君) 政府提案に対
して各委員の御意見によつて、参議院
は参議院で独自で十分一つ考慮するこ
とも必要かと思ひます。

それからちよつとお詰りしますが、
今電源開発促進法案が審議中であります
が、これに対する水産の関係の事項
が農林委員会のほうから出ておりま
す。これは多分水産庁と打合して出し
た結果だらうと思いますが、この前の
委員会で大体こういう工合に修正した
らどうかといふことでお詰りいたしま
したが、その際秋山委員からちよつと
保留をされましたので、本日委員会で
一つ御発表願いたいと思います。

○秋山俊一郎君 只今の問題は水産の
問題としまして極めて必要な問題であ
り、従来この種の工作物を設置する場
合に、漁業に及ぼす影響を考慮して各
種の施設をすることになつておるので
ありますが、実際問題としましては、
その施設が案外効果がない、申説的な

は当然だと考えますので、農林委員会において立案されております修正案に對しましては、我々も当然だと思つて贊意を表します。ただこの字句につきましては、どういう字句を使つたほうがいいか、いろいろここに出ておりまます、「遡河魚類の減少」とあります。これがまあ問題になる点だと思うのです。魚類の減少というと、どれくらいの範囲か、少々減つても減少といふことになりますし、ここは委員会において相当問題になるのぢやないかと思思います。我々としては相当著しく減少率が少といふふうに考えてこれを入れる、こういうふうに考えたわけです。

「木材流送の支障」、「これは林であります」とあります。「さく河魚類の減少」これが漁業であります。「その他政令で定める事項に因つて損失を受ける者があるときには、当該電源開発を行う者は、政令で定めるところにより、その者に対し損失を補償しなければならない。」これだから水産の関係の條項であります。大体この前もこの條項に対し、この條項をよりに修正の御意見が一致したようですからして、この通りを水産委員会の方定事項として経済安定委員会に申込したことにしておきたいと思います。御異議ございませんか。

〔速記中止〕

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて下さい。

されどは只、今のよき御審議によりまして、治水の下に「及び漁業」という字句を入れる。それから第六條の次に一條を加えるのは原案の通り、かようにいたしまして、安定本部委員会に申込みます。

それでは本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後二時三十一分散会

五月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、だ捕漁船等の國家補償に関する請願(第一〇五九号)

一、A・Sニロン漁網調製費助成等に関する請願(第二〇八七号)

一、漁港修築費予算増額に関する陳情(第一〇二三号)

第一〇五九号 昭和二十七年五月六日受理

だ捕漁船等の国家補償に関する請願 請願者 長崎県佐世保市長 中田正輔外十三名

紹介議員 秋山俊一郎君

終戦以来中共、韓國、國府等による日本漁船の捕留事件は総数百六十二隻、乗組員千五百十八名に達し、特に

昭和二十六年十二月以降、中共による大捕が急激なる増加を示しており、わが国食糧資源の確保上決定的重要性を有する遠洋漁業は不斷の脅威と不安にさらされその漁ろうは極たる情況下にあるから、これら漁船の捕留事件の迅速かつ抜本的な解決を図り、一方だ捕留船員の船主船員に対する適切なる国家救じゆつ補償および海上防衛力の整備強化を講ぜられたいとの請願。

陳情者 東京都千代田区丸ノ内二ノ一四社団法人漁港協

会長 井出正孝

政府の昭和二十七年度予算に計上した漁港修築費は、第一次整備計画に採用された漁港の完成にさえ長年月を要する少額で、まして第二次以降において急速整備を要する多数漁港の着手期の予想もつかぬ状態で、これでは全国、

に重大な影響をきたすばかりでなく、独立後のわが国水産業の発展上に一大支障をもたらすこととなるから、二十七年度補正予算において、漁港修築費予算の増額を図られたいとの陳情。

第二〇八七号 昭和二十七年五月八日受理

A・Sビニロン漁網調整費助成等に関する請願

請願者 石川県金沢市諸江町中丁九一株式会社藍元織化製網研究所取締役

藍元義範

紹介議員 青山 正一君

わが国の水産業は、その生産の基礎である漁網、漁具系の資材をほとんど海外に依存しているため、この輸入額は、毎年百数十億円に達している。しかもに豊富な資源によつて無盡蔵に生産できる合成纖維をこれら漁具に利用すれば、わが国漁業の安定化に一大革命をもたらすことが予想されているから、すでに研究効果の認められているA・Sビニロンによる漁網調整費助成等について融資の途を講ぜられたいとの請願。

第一〇二三号 昭和二十七年四月二十五日受理

漁港修築費予算増額に関する陳情

昭和二十七年五月二十六日印刷

昭和二十七年五月二十七日発行